

## 論文

## 福岡県における林業一人親方事務組合の現状と課題\*1

川崎章恵\*2 · 興杢克久\*3 · 柳幸広登\*3

川崎章恵・興杢克久・柳幸広登：福岡県における林業一人親方事務組合の現状と課題 九州森林研究 59：10-12, 2006 1990年代以降、雇用近代化に係る各種施策が講じられてきたが、依然としていわゆる一人親方的な労働者の存在は大きい。又、林業事業体を取りまく経営環境が厳しさを増す中で、新たに一人親方的な労働者が生み出される動きもみられる。しかし、彼らの存在形態や作業形態は明らかでない部分が多く、雇用改善や安全衛生の観点から大きな問題をはらんでいる。そこで本研究では、1980年代末以降相次いで設立された、福岡県にある5つの一人親方事務組合に対するアンケート調査を基に、一人親方やその組織体の現状を分析した。その結果、事務組合設立経緯はそれぞれによって異なること、森林組合直用作業員よりも事務組合員が高齢化していること、一人親方の労災保険料への負担感が大きいことなどが明らかになった。

**Keyword**：一人親方，労災保険，雇用改善，森林組合

## I. はじめに

林業事業体を取り巻く厳しい経済状況のもと1990年代以降、若年労働力の確保と月給制採用を象徴的目標とした雇用近代化に係る各種施策が講じられる一方で、いわゆる一人親方的な労働者の存在は依然として大きい。また、林業事業体が直用作業班を縮小かつ外部放出し、雇用管理を後退させることで、一人親方的な労働者が新たに生み出される動きも見られ、地域の林業労働力需給に大きな影響を及ぼしていると思われる。しかし、彼らの存在形態や作業形態は明らかでない部分が多く、雇用改善や労働安全衛生の観点から大きな問題をはらんでいる。

一人親方は労働者災害補償保険法第33条第3項において、表-1に掲げる事業を「労働者を使用しないで行うことを常態とする者」と定義されている。被雇用者かつ事業主でない一人親方には、一般の労災保険制度ではなく労災保険特別加入制度が適用される。同制度において、一人親方は第2種特別加入者であり、保険加入手続きや保険料の納付などの保険事務を行う一人親方の団体すなわち事務組合が必要となり、この団体が事業主とみなされる。年間保険料は、給付基礎日額×365日×保険料率より算出される。

保険料率は業種により異なる。林業は1000分の51で、他の業種と比較して高率だが、雇用林業の保険料率（59/1000）よりは若干低い。

1976年に一人親方へ労災保険特別加入制度が適用され、林業労働行政も特別加入の促進をはかる姿勢を示した。しかし、実際には、通年で加入する同制度は通年で就業しない林業の一人親方にとっては加入しにくいものであり、1985年時点では大部分が未組織のままであった（鈴木，1985）。

表-1. 一人親方の事業

一	自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
二	土木、建築その他の工作物建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
三	漁船による水産動植物の採捕の事業
四	林業の事業
五	医薬品の配置販売の事業
六	再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

注：「労働者災害補償保険法施行規則」第46号17

しかし、福岡県ではここ10数年間に事務組合が相次いで設立される動きがある。福岡県林業労働力確保支援センター調べによると、2003年度には同県内の森林組合作業員のうち直用作業員326人、一人親方（請負作業員のうち一人親方事務組合加入者）279人、その他の請負作業員332人となっており、一人親方が3割を占め、県全体で一人親方は大きな存在になっている。そこで本研究では、1980年代末以降に設立された福岡県内の一人親方事務組合5組合に対するアンケート調査を実施し、それを基に補足的な聞き取り調査を行い、一人親方やその組織体の現状を分析し、これらの抱える課題を明らかにする。

## II. 調査の概要

調査は2005年5月～10月にかけて、郵送によりアンケート調査を実施し、それを基に補足的な聞き取り調査を行った。対象は福岡県内の一人親方事務組合5組合である。福岡県内の一人親方事務組合は森林組合に事務局を置いているか、森林組合が窓口となり商工会に事務委託を行っている。事務組合の範囲は、1組合を除いて、森林組合の範囲と同一であり、朝倉東部林産事業組合のみ

\*1 Kawasaki, A., Kohroki, K. and Ryukoh, H.: The current status and issues of the forestry self-employed's associations in Fukuoka prefecture

\*2 九州大学大学院生物資源環境科学府 Grad.sch. Biores. Bioenvir. Sci., Kyushu Univ., Fukuoka 812-8581

\*3 九州大学大学院農学研究院 Fac. Agric., Grad. Sch. Kyushu Univ. Fukuoka 812-8581

表-2. 事務組合の設立経緯

事務組合名 (事務局所在地)	設立年月	組合員数 (人)	設立の背景	外部からの働きかけの有無	設立に当たり参考にした事例
朝倉東部林産事業組合 (商工会)	1988年3月	65	①森林組合作業班員の直営から下請け班への変更、 ②やりがいのある職場づくり	森林組合の自主判断	日田市森林組合等の大分県の林業事業体
福岡市森林事業組合 (福岡市森林組合)	1990年2月	43	以前より労災保険加入を促進していたが、請負事業が多いためグループの代表者が労災保険に加入できず、事業に支障をきたしていた。	森林組合の自主判断	朝倉東部林産事業組合
甘木林産事業組合 (甘木市森林組合)	1992年3月	23	森林組合作業班員の直営から下請け班への変更	森林組合の自主判断	朝倉東部林産事業組合
浮羽林産事業組合 (浮羽森林組合)	1995年4月	33	他地域の事業組合に加入していたが、事務組合結成可能な人数まで作業班員数が増え、他地域の組合が距離的に遠いために単独で設立。	森林組合の自主判断	結成が決まった時点で、福岡労働局の指導を仰いだ
八女林業組合 (八女森林組合)	2002年4月	116	労災防止と発生時の対応	県、労働基準監督署の指導	朝倉東部林産事業組合

資料：アンケート調査結果（2005）

が朝倉東部森林組合と嘉飯山森林組合の2組合を範囲としている。

アンケート調査では、①事務組合結成の経緯について、②事業実行体制、事業内容など、③加入メンバーについて、④業務と費用、⑤メンバーの負担、⑥課題と政策的援助、について設問した。

### Ⅲ. 調査結果

#### 1. 事務組合について

事務組合は、1988～2002年にかけて設立されている。調査時の組合員数は各組合23～116人で、福岡県全体で280人が加入している。設立の背景には、「森林組合作業員を直営から下請けへと変更した」、「労災保険の加入促進を目的とした」、「他地域の事務組合へ加入していたが人数が増えたことで独立した」などである。事務組合の設立にあたって4組合が「森林組合の自主判断による」、八女林業組合のみが「県、労働基準監督署の指導」と回答した（表-2）。

次に、事務組合の運営状況をみると、5組合中4組合が事務局を森林組合に、朝倉東部林産事業組合のみ商工会に事務局を置いている。代表者は、事務組合員、森林組合長、森林組合参事などである。組合費は、5～7千円/年・人である。事務組合では、①労災保険料の徴収・納入、②安全講習会を全組合で実施しており、福岡市森林事業組合では振動病特殊検診の取り扱いも行っている（表-3）。

以上のことから、事務組合の設立背景には、雇用近代化・改善の観点からみると、森林組合作業員の直用から下請けへの変更というマイナス面、一人親方の労災保険への加入促進というプラス面の両面が見られ、各組合によって評価は異なる。また、事務組合の運営においては、一人親方の窓口となる森林組合職員の協力によるところが大きい。

#### 2. 事務組合員について

まず、一人親方事務組合員数の推移をみると、福岡県全体では、事務組合の新規設立もあって、1995年より増加傾向にある。しかし、事務組合別にみると、設立時から組合員数が徐々に減少している組合もある（表-4）。

森林組合の作業員（請負作業員も含む）の内訳をみると、一人親方を含む請負作業員の割合は福岡市森林組合77.2%、甘木市森林組合55.0%、浮羽森林組合77.9%、朝倉東部森林組合41.8%、嘉飯山森林組合94.6%、八女森林組合70.7%、と高い。また、嘉

表-3. 事務組合の運営状況

事務組合	事務局	代表者	組合費 (/年・人)	活動内容
朝倉東部	商工会	林産担当者	5,341円	労災掛け金の徴収・納入 安全講習会（年3回）
福岡	森林組合	森林組合参事	5,000円	労災掛け金の徴収・納入 安全講習会（年12回） 振動病特殊検診
甘木	森林組合	森林組合長	7,000円	労災掛け金の徴収・納入 安全講習会（年1回）
浮羽	森林組合	事業組合員から選考	7,000円	労災掛け金の徴収・納入 安全講習会（年3回）
八女	森林組合	森林組合長	5,000円	労災掛け金の徴収・納入 安全講習会（年2回）

資料：アンケート調査結果（2005）

表-4. 事務組合員の推移

単位：人

事務組合（結成年）	結成時	1995	2000	2002	2003	2004	2005
朝倉東部（1988年）	52	62	38	40	42	65	65
福岡（1990年）	39	43	48	50	48	52	43
甘木（1992年）	36	41	38	27	26	24	23
浮羽（1995年）	52	-	45	38	37	33	33
八女（2002年）	93	-	-	111	116	116	116
計		146	176	266	269	290	280

資料：アンケート調査結果（2005）

表-5. 森林組合作業員の内訳

事務組合	森林組合	組合直用			請負作業員	
		現業 職員	作業 班員	計	うち一 人親方	
福岡市森林事業組合	福岡市	8	10	18	61	52
甘木林産事業組合	甘木市	9	9	18	22	19
浮羽林産事業組合	浮羽	15		15	53	37
朝倉東部林産事業組合	朝倉東部		57	57	41	39
	嘉飯山	4		4	70	16
八女林業組合	八女	10	38	48	116	116
合計		46	114	160	363	279

資料：福岡県林業労働力確保支援センター調べ（2003）より作成

飯山森林組合を除く5組合の請負作業員の70～100%は一人親方事務組合に加入しており、森林組合が一人親方に大きく依存していることがうかがえる（表-5）。

事務組合員の年齢構成をみると、福岡県内5組合全体で、29歳以下3.6%、30～39歳7.1%、40～49歳13.6%、50～59歳25.4%、60～65歳13.6%、66～70歳17.1%、70歳以上19.6%である。一方、

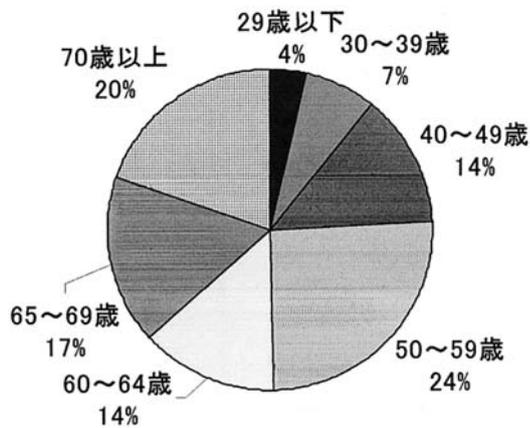


図-1. 事務組合員の年齢構成 (5組合合計, 総数280人)

資料: アンケート調査結果 (2005)

同一地域の森林組合直用作業員の年齢構成は、29歳以下14.8%、30~39歳7.4%、40~49歳17.3%、50~59歳24.7%、60歳以上35.8%である。これより、事務組合員は直用作業員より高齢化していることがわかる (図-1)。

事務組合員の就業状況を見ると、事務組合員のうち、56.1%が「農業が主・林業が従」、39.6%が「林業が主・農業が従」、4.3%が「その他が主・林業が従」と回答しており、農林業を主業とする者が多い。一人親方としての就業については、「造林・保育の請負」が31.1%、「伐出作業の請負」が29.6%と高く、請負元は森林組合が主である (88.9%)。就業に際しての、労災保険料年額は9~15万円である。

事務組合員について小括すると、まず森林組合直用作業員と一人親方の年齢構成から、森林組合が将来の担い手となりうる若年層を直用班に残し、高齢な作業員を請負班に移行させた可能性があるが、必ずしも、直用化を望まない自営農林業に従事する若年一人親方も存在し、一概には言えない。一方で、森林組合作業員のうち一人親方の割合は高く、一人親方への依存の強さもみられる。2つ目に、雇用近代化・改善の観点から、事務組合員増加の背景にも、森林組合作業員の直用から下請けへの変更というマイナス面、一人親方の労災保険への加入が促進されたというプラス面の両面があると考えられる。

### 3. 制度面について

まず、一人親方事務組合への市町村からの助成についてみると、八女林業組合で労災保険料の15%以内、同じく甘木林産事業組合で1/2以内、事務組合運営費については浮羽林産事業組合でその1割が助成されている。事務組合運営費については、事務組合から森林組合へ支払われる手数料のみでは賅いきれず、森林組合が一部負担しているのが実態とみられる。また、浮羽林産事業組合と八女林業組合においては労災保険料の2~3割を負担している。事務組合への助成は、助成内容や補助率が自治体や組合により異なり、事務組合によって差が大きい。

特別加入制度の問題点については、「メンバーからの会費保険料の集金が困難である (3組合)」、「事務量が多く森林組合の持ち出しや負担が大きい (1組合)」、「労災保険料が高額で一人親方の負担が大きい」、「労災保険料を期間限定で掛けられるといい」等の回答があった。

労災保険には、通年で加入しなければならず、年間を通して就労するわけではない一人親方にとっては、保険料の負担感が大きい。作業する期間のみ加入できれば、保険料が少なくて済み、負担は軽減するが、一人親方の場合には稼働日の把握が困難なため、例えば給付基礎日額を1万円と高く設定したまま稼働率によって保険料算定基礎額が軽減されることはなく、給付基礎日額をより低く設定することで対応する他ない。表-6は、給付基礎日額に対する年間保険料と、実際の年間作業日数別に算出した1日当たりの保険料を示している。例えば、基礎日額1万円、年間作業日数90日の場合、1日当たりの負担額は2,068円という計算になる。そこで、基礎日額を6,000円と低く設定すると、1日あたり1,241円まで抑えられる。しかし、基礎日額をあまりにも低く設定すれば、労災保険の給付を受ける際に給付額が低くなり問題が生じる。そのため、実際には基礎日額を5,000~8,000円と設定することで対応している。

最後に、行政に望むことを自由記述で回答してもらったところ、「保険料等への補助制度が欲しい」、「労災保険料を期間限定で掛けられるようになる」といい、「作業技術資格の取得に対する助成が欲しい」との意見があった。

表-6. 年間保険料と一日あたりの負担額

給付基礎 日額 (円)	保険料算定 基礎額 B = A × 365日	年間保険料 (= B × 保険料率 51/1000)	年間作業日数別 1日あたり負担保険料		
			250日	150日	90日
10,000	3,650,000	186,150	745	1,241	2,068
8,000	2,920,000	148,920	596	993	1,655
6,000	2,190,000	111,690	447	745	1,241

注: 厚生労働省「特別加入制度のしおり」(2004年度)より作成

## IV. 総括

今回の調査より、林業における一人親方は、不安定な就業構造にある農林家世帯員であることが多く、また、一人親方は森林組合の雇用管理の後退という側面も持ち合わせており、雇用近代化・改善の未達成といえよう。しかし、事務組合設立背景や事務組合員の増加の背景は、それぞれの事例により異なるため一概に評価できず、今後個別にみていく必要がある。

一方で、一人親方という就業形態は兼業農林家にとって余剰労働 (季節労働) による兼業収入獲得の機会となり、家計の補填に繋がっていることが推測される。また、地域にとっても、一人親方は居住地域の役員などを担う農山村地域社会の主要構成員でもある。

今後の研究課題としては、事務組合員について、事務組合設立前と現在の森林組合との雇用関係を把握し、一人親方という就業形態に至る経緯を明らかにしなければならない。

そのため今後は、一人親方個人に対する調査を行い、その動向をより明らかにする必要がある。

## 引用文献

鈴木喬 (1985) 「一人親方」の普遍化とその再編. (山村経済研究シリーズ No. 3). 25-34.

(2005年11月14日 受付; 2006年1月20日 受理)